

議案第21号

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「被扶養者」の次に「(以下「被保険者等」という。)」を加える。

第7条第1項中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

第8条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けるとともに、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。